

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	7-5
処分の種類	ばい煙発生施設の改善命令又は一時停止命令			
根拠法令条例等・条項	公害の防止に関する条例第35条			
処分の概要	ばい煙量又はばい煙濃度が、排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合で、継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、期限を定めて施設の構造等の改善又は施設の一部停止を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 公害の防止に関する条例第35条 知事は、ばい煙排出者が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあり、かつ、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずると認めるときは、その者に対し、当該ばい煙発生施設の使用の一部停止を命じ、又は期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			